

社会福祉法人 我孫子市社会福祉協議会

令和5年度 地域福祉活動団体等助成金募集案内

助成総額：65万円

目的：地域福祉活動を行う「ボランティア・市民活動団体」に助成金を交付し、地域福祉の増進を図り、地域福祉活動を支援します。

財源：この助成金は、赤い羽根共同募金を財源としています。

募集期間：令和5年7月1日～7月31日まで ※必着

募集内容：①ボランティア・市民活動団体活動助成
②ボランティア・市民活動団体備品購入助成
③ささえあい活動推進助成

対象団体：地域福祉の推進に寄与するものと認められる活動を行う団体。ただし、会議・定例会などの活動のみは、対象となりません。

団体要件：下記のすべての要件を満たす団体が対象となります。

- ① 主として我孫子市内で活動しているボランティア・市民活動団体であること。
- ② 我孫子市社会福祉協議会に登録していること。
※未登録の団体については、申請前に登録手続きをする必要があります。
- ③ 地域福祉活動の推進を目的としている団体であること。
- ④ 助成対象の費用について、当会以外（公的機関及び企業や財団等）からの補助金や助成金（但し、委託料は除く）を受けていないこと。又は受ける予定がないこと。
- ⑤ 団体の構成委員が5人以上であること。
- ⑥ 公序良俗に反する団体ではないこと。
- ⑦ 宗教や政治を目的とした団体でないこと。
- ⑧ 団体の構成員相互の共益、親睦のみの活動を行う団体ではないこと。
- ⑨ 同一の構成員が類似する複数の団体に所属し、類似又は関連する活動を行う場合は、いずれか1団体のみの申請となります。

対象経費：令和5年度の地域福祉活動を行うための活動経費

対象期間：令和5年4月1日～翌年3月31日までの単年度

助成金額：審査の上、決定いたします。

※支出総額の9割以内とし、対象外経費は、除きます。

対象となる費用及び対象外となる費用：

◇対象経費

- ・ 消耗品費
- ・ 会議費（弁当などの食事代は除く）
- ・ 印刷製本費
- ・ 会場費
- ・ 旅費交通費（講師・出演者の交通費等）
- ・ 通信費
- ・ 諸謝金（講師・出演者等）
- ・ 備品購入費
- など、事業に直接必要な経費

◇対象外経費

- ・ 会員、運営スタッフ等の人件費（日当を含む）
- ・ 光熱水費、家賃などの団体の運営経費
- ・ 団体の会員のみを対象として親睦を目的に行う事業に要する経費
- ・ アルコール飲料
- ・ 特定の個人や団体に利益が生じる費用（会員個人への謝礼、ユニホーム代など）
- ・ その他、審査により、不適当と認められる費用

申請方法：申請は、募集期間内に、我孫子市社会福祉協議会に郵送または窓口にて、申請書類をご提出ください。

〒270-1166 我孫子市我孫子 1861

我孫子市社会福祉協議会 地域福祉活動団体助成金係 宛

申請書類：□令和5年度地域福祉団体助成金申請書（所定様式）

□添付書類 ①団体概要（所定様式）

②団体目的などについての確認書（所定様式）

③事業計画書（活動・事業計画・資金計画・所定様式）

※ボランティア・市民活動団体備品購入助成は、見積書も提出。

④会員名簿（任用様式 A4サイズ）

⑤令和4年度活動報告及び決算書（任意様式 A4サイズ）

※本会ホームページから募集案内・申請様式は、ダウンロードができます。

審査方法：書類審査及び必要に応じて電話でのヒヤリング

審査結果：審査後、8月上旬ごろに文書にて結果を通知します。

交付時期：助成が決定した団体に対し、8月中に助成金の交付を行います。

取消・返還：「助成対象事業以外に使用」、「本来の趣旨を逸脱」、「助成事業が実施されなかった」、「事業報告、趣旨決算報告が適切に行われなかった」、「その他本会が不適当と認めた」場合は、助成の取消又は一部返還となります。

事業報告：支援期間終了後に、助成にかかる活動写真や赤い羽根共同募金寄付者へのメッセージを添付した「事業報告書（活動・事業報告、資金報告）」を提出していただきます。
また、**その際、助成対象経費の領収書（コピー）の添付が必要です。必ず、領収証の保管をお願いします。**

なお、団体が作成する「決算報告書」には、収入項目に「助成金」と記載し、備考欄に「共同募金配分金」と明記してください。

その他：①緊急性のある申請を優先して助成します。

② 助成を受ける団体が多数の場合は、助成総額の範囲内において助成します。

③ 本会助成金による行事等のチラシや購入した物品には、赤い羽根共同募金による旨を明記していただきます。

④繰越金等を含めた団体の収入が、助成金額を大きく上回る場合は、申請をお断りすることがあります。

①ボランティア・市民活動団体活動助成

趣 旨：地域に根ざしたボランティア活動（地域福祉活動）を展開する団体の活動に要する経費に対して助成します。

助成額：1団体50,000円以内。審査の上、決定いたします。

その他：ボランティア・市民活動団体備品購入助成と併用で申請ができます。

②ボランティア・市民活動団体備品購入助成

趣 旨：ボランティア活動（地域福祉活動）を展開する団体の活動に必要な備品を購入するための費用に対して助成します。

助成額：審査の上、決定いたします。

③ささえあい活動推進助成

趣 旨：高齢者、子育て、障がい者のサロン活動や居場所づくり、見守り活動、生活支援サービス等の地域住民による、ささえあい活動に要する費用を助成します。

助成額：1団体20,000円以内。審査の上、決定いたします。

対象団体：（１）サロン活動を行う団体

身近な住民同士の『仲間づくり』や『出会いの場づくり』などを進める活動を行う団体。

（２）見守り活動を行う団体

- 地域住民同士で目配り・気配りや、挨拶や声掛け等を行う活動を行う団体
- (3) 生活支援サービスを行う団体
- 安心・安全な生活、自主性・主体性が保てるように支援する、地域住民による
助けあい活動を行う団体

その他：ボランティア・市民活動団体備品購入助成と併用で申請ができます。

申し込み・問い合わせ

我孫子市社会福祉協議会 地域福祉係 担当：武者小路

〒270-1166 我孫子市我孫子1 8 6 1

TEL 04－7184－1539

Mail：musha@abiko-shakyo.com